

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定及び 人員・基準・運営基準について

対象サービス：施設系・居住支援系サービス
(施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助)

鹿児島県くらし保健福祉部 障害福祉課施設支援係

1

施設入所支援 目次

施設入所支援の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	5
2	身体拘束等の適正化	6
3	口腔衛生管理の充実	7
4	摂食・嚥下機能支援の充実	8
5	重度障害者支援加算の見直し	9
6	補足給付の基準費用額の見直し	10

共同生活援助 目次

共同生活援助の見直し内容一覧

1	地域と連携した災害対策の推進	5
2	身体拘束等の適正化	6
3	基本報酬の見直し	11
4	重度障害者支援加算の対象者の拡充（介護サービス包括型、日中サービス支援型）	12
5	医療的ケアが必要な利用者への支援の評価	13
6	強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための体験利用の評価	14
7	夜間支援等体制加算の見直し（介護サービス包括型、日中サービス支援型）	15
8	個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長（介護サービス包括型、日中サービス支援型）	16
9	医療連携体制加算の見直し	17

自立生活援助 目次

自立生活援助の見直し内容一覧

1	基本報酬の対象者を見直し	18
2	人員基準の緩和	19
3	標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い	20
4	同行支援加算の見直し	21
5	地域生活支援拠点等の緊急時のための対応機能の強化	22
6	夜間の緊急対応・電話相談の評価	23
7	精神保健医療と福祉の連携の促進	24
8	居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進	24
9	ピアサポートの専門性の評価	25

地域と連携した災害対策の推進（施設入所支援・共同生活援助）

非常災害対策が求められる通所系，施設系，居住系サービス事業者を対象に，運営基準において，訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めることを求めることとする。

運営基準（療養介護の例）

当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

※ 3年間の経過措置を設ける。

施設系・居住支援系サービス 5

身体拘束等の適正化（施設入所支援・共同生活援助）

身体拘束等の適正化の更なる推進のため，運営基準において施設・事業所が取り組むべき次項を追加する。

※令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

- ① 身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図ること。（新規）
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。（新規）
- ④ 従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。（新規）

※ 今回の改定により，②③④を追加

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には，身体拘束等の適正化に取り組んでいるものと扱う。

施設系・居住支援系サービス 6

口腔衛生管理の充実（施設入所支援）

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、職員に口腔ケアに係る技術的助言を行っている場合等に評価を行う加算を創設する。

口腔衛生管理体制加算【新設】

30単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従事者に対する口腔ケアに係る技術的助言を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位を加算する。

口腔衛生管理加算【新設】

90単位/月

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

- イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。
- ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。
- ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の航空に関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。

施設系・居住支援系サービス 7

摂食・嚥下機能支援の充実（施設入所支援）

経口移行加算及び経口維持加算について、咀嚼能力等の口腔機能及び栄養状態を適切に把握しつつ、口から食べる楽しみを支援するための多職種による取組プロセスを評価するよう見直す。

(1) 経口移行加算（要件の見直し）

要件追加「**ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない**」

(2) 経口維持加算（要件の見直し）

経口維持加算（Ⅰ）【現行 28 単位/日 → 改正後 400 単位/月】

経口維持加算（Ⅱ）【現行 5 単位/日 → 改正後 100 単位/月】

(3) 療養食加算（要件の見直し）

- 下線部を追加，取り消し線部分を削除

管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働省が定める療養食を提供した場合に、一日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

施設系・居住支援系サービス 8

重度障害者支援加算の見直し（施設入所支援）

利用者の状態確認や利用者が環境の変化に適応するためのアセスメント期間を一定程度見直し、加算算定期間の延長及び加算の単位数を見直す。

現 行

- イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位/日
- ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - （一）体制を整えた場合 7単位/日
 - （二）支援を行った場合 180単位/日
- ※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して90日以内は +700単位/日

見直し後

- イ 重度障害者支援加算（Ⅰ） 28単位/日
- ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）
 - （一）体制を整えた場合 7単位/日
 - （二）支援を行った場合 180単位/日
- ※（二）について、加算の算定を開始した日から起算して180日以内は +500単位/日

施設系・居住支援系サービス 9

補足給付の基準費用額の見直し（施設入所支援）

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和2年度障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

基準費用額 **現 行** 53,500円 → **見直し後** 54,000円

※適用年月日：令和3年4月1日

基本報酬の見直し（共同生活援助）

- (1) 日中サービス支援型の基本報酬について、サービス創設の趣旨や手厚い人員体制の有効活用等の観点から、重度障害者の受け入れのインセンティブが働くよう、現行報酬より重度者と中軽度者の報酬の差を拡大し、メリハリのある報酬体系に見直す。

（例）日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】 区分6：1, 104単位/日 区分3：721単位/日
【見直し後】 区分6：1, 105単位/日 区分3：650単位/日

- (2) 介護サービス包括型及び外部サービス利用型の基本報酬について、重度障害者に配慮しつつ、経営の実態等を踏まえて見直す。

（例1）共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】 区分6：666単位/日 区分1以下：244単位/日
【見直し後】 区分6：667単位/日 区分1以下：243単位/日

（例2）外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ）

【現行】 244単位
【見直し後】 243単位

重度障害者支援加算の対象者の拡充（共同生活援助）

重度障害者支援加算について、重度障害者の受入体制を整備するために、施設入所支援の重度障害者支援加算（Ⅱ）と同様に、障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者を算定対象に加える。

現行 重度障害者支援加算 360単位/日

見直し後 **イ** 重度障害者支援加算（Ⅰ） 360単位/日
ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 180単位/日（※）

※ ロについては、以下の①から③のいずれにも該当する事業所において、障害者支援区分4以上の強度行動障害を有する者に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される場合は算定しない。

- ① 指定基準に定める員数に加えて支援に必要な生活支援員を加配
- ② サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
・強度行動障害者支援者養成研修（実践研修）
・行動援護従業者養成研修
- ③ 生活支援員のうち20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
・強度行動障害者支援者養成研修（基礎研修）
・行動援護従業者養成研修

医療的ケアが必要な利用者への支援の評価 (共同生活援助)

短期入所の医療的ケア対応支援加算と同様に、医療的ケアが必要な者に対する支援を評価する加算を創設する。

医療的ケア対応支援加算【新設】

120単位/日

※ 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している事業所において、医療的ケアが必要な者に対して指定共同生活援助等を行った場合に加算する。ただし、重度障害者支援加算（I）又は医療連携体制加算が算定される場合は算定しない。

強度行動障害を有する者の受け入れを促進するための 体験利用の評価（共同生活援助【介護サービス包括型・日中サービス支援型】）

強度行動障害を有する者が地域移行のために体験利用を行う場合、強度行動障害支援者養成研修又は行動援護従業者養成研修の修了者を配置している事業所について、報酬上の評価を行う加算を創設する。

強度行動障害者体験利用加算【新設】

400単位/日

※ 以下の①及び②のいずれにも該当する事業所において、強度行動障害を有する者に対して体験利用として指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者支援加算が算定される場合は算定しない。

- ① サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
 - ・行動援護従事者養成研修
- ② 生活支援員のうち、20%以上が、以下のいずれかの研修の修了者
 - ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
 - ・行動援護従事者養成研修

夜間支援等体制加算の見直し (共同生活援助【介護サービス包括型・外部サービス利用型】)

入居者の状況に応じた手厚い支援体制の確保や適切な休憩時間の取得ができるよう、夜間支援等体制加算（Ⅰ）を入居者の障害区分に応じたメリハリのある加算に見直した上で、夜間支援等体制加算（Ⅰ）による住居ごとの常駐の夜勤職員に加えて、更に事業所単位で夜勤又は宿直の職員を追加配置した場合の加算を創設。

夜間支援体制加算【新設・見直し】

夜間支援等体制加算（Ⅰ）・住居ごとの夜勤職員を配置 ※1
夜間支援等体制加算（Ⅱ）・宿直職員を配置
夜間支援等体制加算（Ⅲ）・警備会社への委託等

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅳ）・事業所単位で夜勤職員を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅴ）・事業所単位で夜勤職員（夜間の一部時間）を追加配置

【新設】夜間支援等体制加算（Ⅵ）・事業所単位で宿直職員を追加配置

★（Ⅳ）（Ⅴ）（Ⅵ）は（Ⅰ）に上乗せで加算 ※2

※1（例）利用者が5人の場合

【現行】（区分に関わらず）269単位/日

【見直し後】区分4以上：269単位/日 区分3：224単位 区分2以下：179単位/日

※2（例）利用者が15人以下の場合（単位/日）

加算（Ⅳ）60単位 加算（Ⅴ）30単位 加算（Ⅵ）30単位

個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長 (共同生活援助【介護サービス包括型・日中サービス支援型】)

経過措置の延長

令和3年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制を確保する観点から、当該経過措置を令和6年3月31日まで延長する。

医療連携体制加算の見直し（共同生活援助）

従来、**看護の濃度に関わらず一律単価であった加算額について、医療的ケアの単価を充実**させ、非医療的ケア（健康観察等）の単価の適正化を図る。また、複数の利用者を対象とする健康観察等は短時間の区分を創設することにより適正化。

	改定後						改定前（対象者数）	
	内容で分類		対象サービス及び時間	算定要件（対象者数）			1名	2～8名
医ケア以外	医ケア	1名		2名	3～8名 「6」の場合：3名	1名		
1	○		1時間未満		32単位	a,b) 600単位 その他) 500単位	a,b) 300単位 その他) 250単位	
2	○		1時間以上2時間未満		63単位			
3	○		2時間以上		125単位			
4		○	4時間未満 ^{注1)}	a,b) 960単位 その他) 800単位	600単位 500単位	1,000単位	500単位	
5		○	<福祉型短期入所・児等発達支援・放デイ> 4時間以上	1,600単位	960単位			
6		○	<福祉型短期入所> 8時間以上 注) 新スコア要件あり	2,000単位	1,500単位			
7			<福祉型短期入所・共同生活援助> 日常的な健康管理や医療ニーズへの適切な対応がとれる体制等を整備している場合：39単位/日					

施設系・居住支援系サービス 17

基本報酬の対象者の見直し（自立生活援助）

現行の基本報酬については、障害者支援施設、共同生活援助、精神科病院等から退所等をしてから1年以内の者を高い報酬区分（自立生活援助サービス（I））、その他の者を低い報酬区分としているが、前者の対象者に、同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者を加える。

現 行

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,556単位/月
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,089単位/月

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

見直し後

自立生活援助サービス費（I）

利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 **1,558単位/月**
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 **1,090単位/月**

※ 障害者支援施設や精神科病院、共同生活援助等から退所等をしてから1年以内の者**又は同居家族の死亡及びこれに準ずる理由として市町村が認める理由により単身生活を開始した日から1年以内の者**に対して指定自立生活援助を行った場合に加算する。

施設系・居住支援系サービス 18

人員基準の緩和（自立生活援助）

自立生活援助を必要とする障害者にサービスが行き渡るよう、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

現 行

サービス管理責任者は地域生活支援員とは異なる者でなければならない。

見直し後

サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認める。

※ ただし、基本報酬の算定に当たっての地域生活支援員の人数については、サービス管理責任者と兼務する地域生活支援員は1人につき0.5人として算定する。

標準利用期間を超えて更にサービスが必要な場合の取扱い（自立生活援助）

標準利用期間を超えてサービスが必要な場合については、原則1回ではなく、市町村審査会の個別審査を要件とした上で、複数回の更新を認める。

現 行

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り最大1年間の更新が可能である。（原則1回）

見直し後

標準利用期間（1年間）を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に更新が可能である。（必要に応じて更に更新可）

同行支援加算の見直し（自立生活援助）

同行支援加算について、業務を適切に評価する観点から、同行支援の回数に応じて評価する。

現 行

（回数に関わらず）外出を伴う支援を行った場合 500単位/月

見直し後

月2回まで外出を伴う支援を行った場合 500単位/月
月3回外出を伴う支援を行った場合 750単位/月
月4回以上外出を伴う支援を行った場合 1,000単位/月

緊急時における対応機能の強化（自立生活援助）

市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた訪問系サービス事業所等について、緊急時の対応を行った場合に加算。

地域生活支援拠点等に係る加算【新設】

自立生活援助 +50単位/日

- ※ 地域生活支援拠点等の場合
- ※ 緊急時対応加算，緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

参考

〈地域生活支援拠点について〉

地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。



夜間の緊急対応・電話相談の評価（自立生活援助）

業務を適切に評価する観点から、特に業務負担が大きい深夜帯における緊急対応や電話相談を評価する加算を創設する。

緊急時支援加算【新設】

イ 緊急時支援加算（Ⅰ） 711単位／日
 +50単位／日※地域生活支援拠点等の場合

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に速やかに利用者の居宅等への訪問や一時的な滞在による支援を行った場合に加算する。

ロ 緊急時支援加算（Ⅱ） 94単位／日

※ 緊急時において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時）に電話による相談援助を行った場合に加算する。ただし、緊急時支援加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。

施設系・居住支援系サービス 23

精神保健医療と福祉の連携の促進 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進 （自立生活援助）

日常生活支援情報提供加算【新設】

100単位／回（月1回を限度）

あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価。

居住支援連携体制加算【新設】

35単位／月

地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者と居住支援法人・居住支援協議会との連携体制を評価。

地域居住支援体制強化推進加算【新設】

500単位／回（月に1回を限度）

住居の確保及び居住支援に係る課題を報告する等の居住支援体制強化の取組を評価。

施設系・居住支援系サービス 24

ピアサポートの専門性の評価（自立生活援助）

ピアサポート体制加算【新設】

100単位／月

ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上で不安の解消などに効果があることを踏まえ、研修等の一定の要件を設けた上で加算により評価する。